
第2部 各論

第1章 地域で高齢者を見守り、支え合う地域包括ケア体制の充実

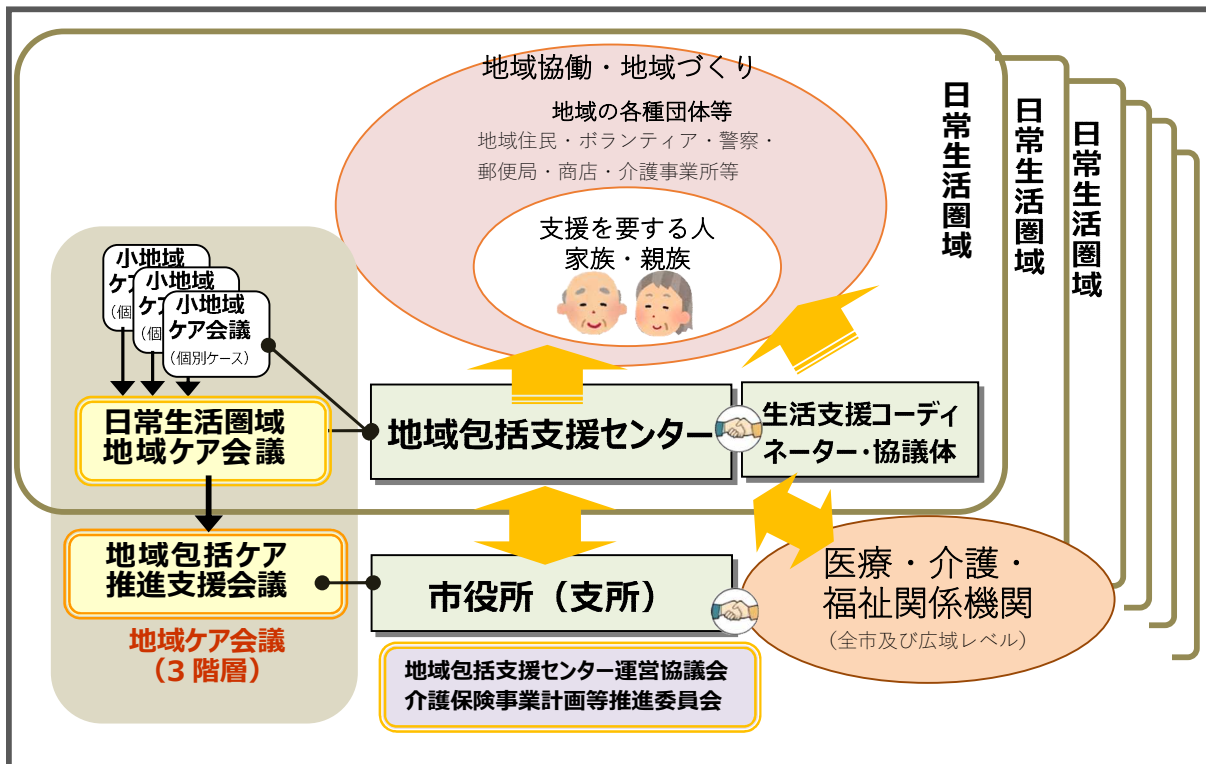
1. 八女市地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進のために、地域住民への地域包括ケアシステムの周知活動や、高齢者のニーズに応じた切れ目のないサービス提供体制の構築等に努めてきました。

また、令和4(2022)年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、高齢者のみならず、社会的孤立をはじめとして、生きるうえでの困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050⁷」やダブルケア⁸、ヤングケアラー⁹等の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を関係機関と連携しながら対応します。

さらに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、地域づくりを行い、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。

八女市地域包括ケアシステム（イメージ）



⁷ 「8050」：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

⁸ 「ダブルケア」：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

⁹ 「ヤングケアラー」：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

2. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域共生社会に対応した地域包括支援センター体制の確立

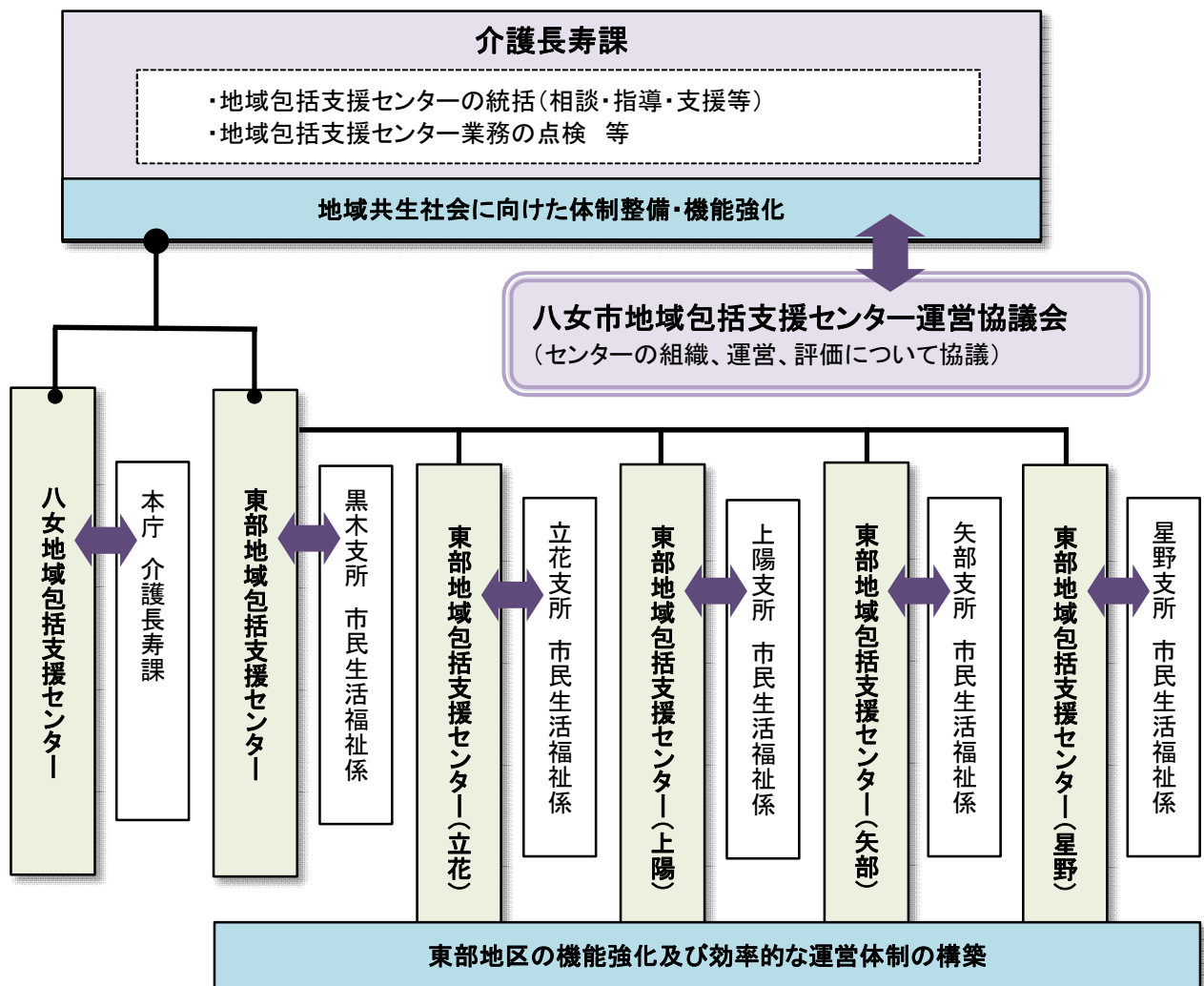
地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う中核拠点です。

本市では、令和5年度までは日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置していましたが、包括的支援業務の機能強化や効率的な運営を図るため、令和6年度から八女地区以外の地域包括支援センターについては黒木地区に集約します。各圏域への支援については黒木地区の地域包括支援センターから直接現地に向かい支援を行います。

また、高齢者のみならず、障がい・子ども・生活困窮等、属性を問わない複雑化・複合化した処遇困難な事例に対応することができるよう各種関係機関との連携を図ります。

高齢者に対するアンケート調査によると、地域包括支援センターの認知度は上昇傾向にありますが、地域包括支援センターの業務や役割等の詳しい内容については知らない方も多く、総合相談窓口としてのさらなる認知度の向上を図る必要があります。今後も、ホームページ、広報、FM八女やほうかつ通信の発行等により、市民への周知を図ります。

【八女市地域包括支援センターの体制】

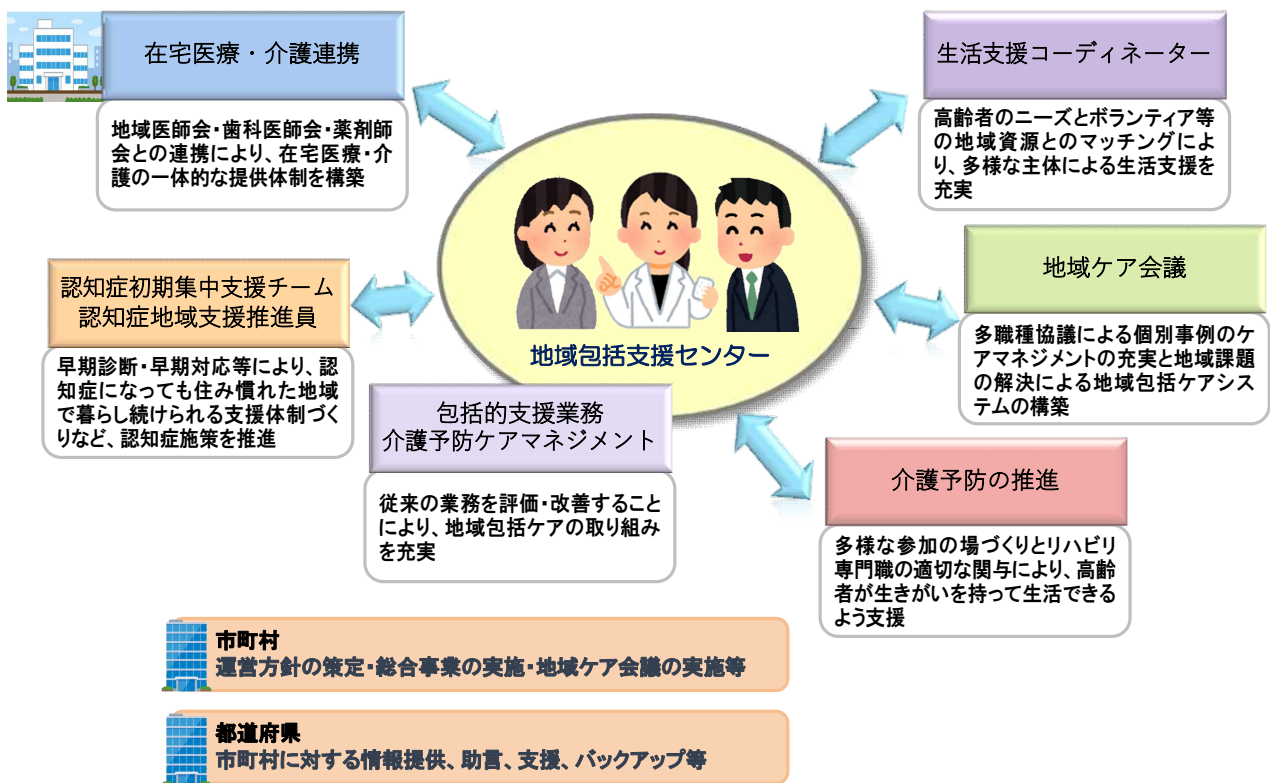


(2) 包括的支援事業等との連携

本市では、地域包括支援センターの体制整備とともに「生活支援体制の整備」や「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」等を実施し、包括的な支援を図ってきました。今後も、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、介護予防事業等、各圏域の特性に応じた取り組みが必要です。

地域包括支援センターの業務は、これらの包括的支援事業すべてと密接に関係しているため、各センターにおいて、これらの事業に適切に関与できるよう、さらなる機能強化を図ります。

地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業等との連携イメージ）



(3) 地域包括支援センター業務の推進

地域包括支援センターで行う以下の主要4業務について、市内のどの圏域においても同一の支援サービスが提供されるよう、各センターの業務の平準化に取り組みます。

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者に対する予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおけるケアマネジメントを行う業務です。

地域包括支援センター職員のスキルアップを図りながら、引き続き質の高いケアマネジメントの実施に向けて取り組みます。

② 総合相談支援業務

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスの利用につなげる等の支援を行うための業務です。

複雑な問題を抱えた処遇困難事例が増加し、障がいや子ども、生活困窮等の関係部署との連携の必要性が高まっていることから、総合的に相談できる体制づくりに努めます。

③ 権利擁護業務

住み慣れた地域で、尊厳ある生活を維持することができるように、権利侵害行為の対象となりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行うための業務です。

高齢者虐待防止の啓発及び対応、消費者被害の防止、日常生活自立支援事業利用支援や関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発及び利用促進、対応策の検討、解決に努めます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

保健、医療及び福祉等の関係団体の関係者による多職種連携や地域との連携を通じて、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する個別相談・指導、処遇困難事例への指導助言等の後方支援を行うための業務です。

関係機関と地域の介護支援専門員との連携を支援し、介護保険サービス以外の社会資源等の情報共有や関係機関と連携した事例検討や研修会による資質向上を図ります。

また、地域の介護支援専門員のネットワークを強化し、日常的に円滑な業務が実施されるよう地域の連携・協力体制整備に努め、包括的・継続的なケアマネジメント体制構築を推進します。

3. 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、民生委員・児童委員等の地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、個別ケースの課題分析等を行うことで地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには地域包括ケアに係る政策形成につなげることを目的として開催するものです。

このような地域ケア会議の趣旨を踏まえ、本市では関係機関及び団体が連携して地域の課題を共有し、高齢者等に対し専門的な支援を効果的かつ重層的に行えるよう、下図①～③の3階層（地域包括ケア推進支援会議・日常生活圏域地域ケア会議・小地域ケア会議）の地域ケア会議を設置、開催しています。

今後も高齢者のニーズに応じて適切に切れ目ない支援が提供できるよう、また、地域での支援体制の構築のために、3階層の地域ケア会議を効果的に開催します。

八女市の地域ケア会議

名 称	内 容	設置単位
①地域包括ケア推進支援会議	政策、調査研究、ネットワーク構築に関わる会議	市全体 【市介護長寿課主催】
②日常生活圏域地域ケア会議	個別事例から地域課題に関わる関係機関等の会議	日常生活圏域（6圏域） 【各地域包括支援センター主催】
③小地域ケア会議	個別ケア会議（課題解決型・自立支援型） 【課題解決型】 地域の支援者を含めた多様な関係機関と協働して高齢者の個別課題の解決を図る会議 【自立支援型】 実際の事例（ケアプラン ¹⁰ ）について各種専門職からアドバイスをもらい、サービス利用者の自立に向けたケアマネジメントの質の向上を図る会議	日常生活圏域（6圏域） 【各地域包括支援センター主催】

¹⁰ 「ケアプラン」：介護保険で要介護状態と認定された、在宅あるいは施設に入所している利用者に対して、介護保険の各種サービスを給付金額、認定の有効期間、心身の状況、希望などを考慮しながら作成される援助計画のこと。

4. 地域での見守り・支え合う体制の充実

(1) 一人暮らし等高齢者の見守り活動

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の実態を把握し、緊急時等の支援につなげるため、民生委員・児童委員連絡協議会の協力を得て、訪問調査を実施しています。

調査結果をもとに、一人暮らし高齢者等の緊急連絡先や主治医、生活状況等の情報を台帳化し、民生委員や地域包括支援センターと情報を共有することで、日常的な見守り活動・支え合う体制を促進します。

また、福岡県が締結している「見守りネットふくおか」の協定書に基づき、一人暮らし高齢者等の見守り活動に関して、新聞販売店や郵便局、小売店等の民間事業者と協定を締結しています。

今後も本協定の締結先等をはじめとした民間事業者等との連携を図り、安心して在宅生活ができるよう支援します。

(2) 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により高齢者が行方不明となった時に、できるだけ早く発見し保護することを目的に、警察や消防、その他の行政機関や民間事業所等とのネットワークを構築し、行方不明者の生命・身体の安全確保に努めています（令和4(2022)年度末：151事業所）。

また、県南12市町による筑後ネットワーク田園都市圏構想において、高齢者等徘徊SOSネットワーク広域連携協定により広域ネットワークも構築しています。

認知症等による高齢者のひとり歩きは今後増加が見込まれるため、必要に応じて事前登録（あんしん登録）を推進します。

(3) 救急医療情報キット配付事業

一人暮らし高齢者等について、あらかじめ主治医や服薬内容等の医療情報、緊急時の連絡先を記入した用紙を専用の容器に入れて保管し、その情報を消防署と共有することで、救急等の緊急事態時により早い対応ができるようにする事業です（令和4(2022)年度末：利用登録者数4,265人）。

救急医療情報の有用性は高いため、引き続き救急医療情報キットの普及啓発と定期的な情報更新の呼びかけを行い、民生委員等の協力を得ながら効果的な設置に努めます。

(4) 関係団体等との連携

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、高齢者福祉分野において、地域交流の場である「ふれあいサロン」の支援や各地区の保健福祉センター等における継続的な関わりから、高齢者の生活ニーズや地域課題の抽出、課題解決への活動等を実施しています。

今後も高齢者福祉分野の中核的団体として、連携・支援を行います。

② 民生委員・児童委員連絡協議会

民生委員・児童委員連絡協議会は、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への訪問調査の実施による実態把握等、地域の福祉ネットワークを支える重要な役割を担っています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、支援を要する困難事例が増加傾向にあることから、今後も民生委員・児童委員連絡協議会と連携して、支援が必要な人の早期発見と早期対応に取り組みます。

③ ボランティア団体

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動についての情報提供や相談、あっせん、活動の場の提供等を実施し、各種ボランティアの育成・支援を行っています。

今後も社会福祉協議会と連携し、介護予防に資するボランティア団体の組織づくりや活動支援に努めていくとともに、生活支援コーディネーターを中心にボランティア団体のネットワーク化を進め、各種ボランティア活動が活発に行われる体制づくりを推進・支援します。

④ シニアクラブ連合会

シニアクラブは、豊かで明るい長寿社会の実現を目指して、これまで培われた経験と知恵を活かした健康維持や生きがいづくり活動を実施しています。

引き続き、シニアクラブ連合会と情報を共有し、加入促進及び組織の活性化を図るとともに、高齢者が地域の中で自主的な活動が展開できるように支援します。

⑤ 行政区や校区まちづくり協議会

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政区をはじめ地域の様々な団体が、それぞれの活動を展開しています。また、高齢者に関する課題をはじめ、青少年に関する課題や安心安全に関する課題など、地域が抱える課題を解決するために、地域の様々な団体等が連携・協力して取り組む「まちづくり団体」が、小学校区等を単位として組織されています。

地域で高齢者を見守り、支えるための地域包括ケア体制の深化・推進を図るために、今後もこれらの地域の関係団体と情報共有し連携を深めます。

5. 介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化

(1) 介護人材の確保・育成

潜在的介護人材の発掘や新たな介護人材の確保に向け、介護職員初任者研修等の取り組みを拡充することにより、訪問介護員等の人材不足解消を図ります。そして、就職希望者と市内の介護保険事業者をつなぐ仕組みづくりを構築します。

また、介護職養成に資する国・県の研修や助成等の制度を的確に把握し、その利用促進のために関係機関等へ適切に情報発信を行います。

さらに、介護・福祉関係事業者、教育関係機関と協働し、社会における介護職の重要性・専門性について、地域住民へ広く発信することにより、介護に対する理解促進を図るとともに、興味や関心を持つきっかけづくりに取り組みます。

(2) 生活支援サービス等の担い手の確保・育成

介護予防・生活支援サービス事業における生活支援サービス等の担い手の確保やボランティア団体との連携について、生活支援体制整備事業で設置した生活支援コーディネーターの活動を起点に取り組みを進めています。

今後も福祉教育の推進、ボランティアの育成により社会参加の意識づくりを推進しながら、生活支援サービス等の担い手の確保・育成に努めます。

(3) フレイル¹¹サポーター等の確保・育成

高齢者に関わるボランティアとして、フレイルサポーター等を育成しているほか、「ふれあいサロン」においても社会福祉協議会の支援等により、地域のボランティアが活動の担い手として活躍しています。

引き続き、フレイルサポーターの養成講座への支援を行うとともに、フレイルサポーターをふれあいサロンへ派遣し、地域フレイルサポーターの活動促進を図ります。

(4) 介護現場の業務効率化

介護保険サービスの指定申請書類や各種届出書類について、手続きの簡素化や文書削減のために、ホームページでの様式の公開や、事務手続き方法の開示等、事務の効率化に向けた取り組みを行ってきました。

介護事業者の文書事務負担の軽減を図るため、国が構築している電子申請届出システムの利用開始に向けて取り組みを進め、提出データの電子化等による一層の簡素化を実施します。

また、補助制度等を活用した介護現場へのICT¹²（情報通信技術）、介護ロボット等の導入支援についてもその効果を検証しながら普及に努めます。

¹¹ 「フレイル」：日本老年医学会が2014年に提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」の日本語訳。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなったり、家に閉じこもりがちになったりすること。適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

¹² 「ICT」：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションをさし、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。